

【緊急事態宣言の延長に伴う健保組合の対応について】

【変更①】 お問合せ受付時間の短縮

- ・ 平日 10時～16時（5/11 から当面の間）

【変更②】 申請書類（現金給付・補助金）の締日繰り上げ

- ・ 現金給付申請書
⇒ 毎月末日健保到着分を翌月 25 日に振込み
(任継の方は翌月末振込み)
- ・ 補助金申請書
⇒ 毎月 15 日健保到着分を翌月給与に振込み
(任継の方は翌月末銀行振込み)

「現金給付申請書」・・・出産育児一時金、出産手当金、傷病手当金、療養費など
「補助金申請書」・・・がん検診、インフルエンザ予防接種など

そごう・西武健康保険組合では、『緊急事態宣言』の発令以降、健保事務所内の「3密」を回避するための対策を講じながら業務を継続しておりますが、少数体制での業務運営を円滑に行えるよう、上記2点の変更をさせていただくことといたします。

その他の手続きにつきましても、通常より時間を要する場合がございますので、各種申請をされる際には早めにご対応いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

また、加入者の皆様におかれましても、「一人ひとりができる新型コロナウイルス感染症対策」として、手洗い・マスクに加えて、免疫力を高めるために十分な睡眠とバランスの良い食事を心がけるなど、普段の健康管理にご留意ください。

そごう・西武健康保険組合
TEL 045-461-7619
FAX 045-461-7650